

教科書・専門書および技術啓発書の出版に関する申し合わせ

(総 則)

第1条 本申し合わせは、編修・規程2 出版規程に定められた出版事業委員会が担務する教科書・専門書および技術啓発書(以下教科書等と呼ぶ、技術報告単行本は除く)の新刊・改訂版の出版に関する事項を定める。また、教科書等の出版に関わる事項について、第2条以降の各項で定めるものとするが、それを補うため付1(審議・進行フローチャート)に記す。

(出版企画の提出)

第2条 教科書等の出版を企画する場合は、別紙の電気学会出版企画提案書を作成し、出版事業委員会に提出する。

(審議・承認)

第3条 提出された出版企画は、出版事業委員会より教科書・専門書は教科書・専門書部会に、技術啓発書は技術啓発書部会に企画の趣旨・内容・採算性等について諮問し、結果の報告を受ける。

2. 各部会からの報告を基に、出版事業委員会は出版企画の諾否を審議決定する。

(作業会の設置)

第4条 出版企画は必要に応じて、「編修・運用 4-3 企画・制作・改訂作業会運営の申し合わせ」に従い、立案・実施のための作業会を設置できる。

(執筆依頼と著作権)

第5条 出版事業委員会で承諾された出版企画は、出版事業委員会委員長名で執筆者に執筆依頼を行う。

2. 執筆依頼を受諾した執筆者は学会に著作権を譲渡する。

(原稿提出期限)

第6条 原稿提出期限は執筆依頼から原則として2年以内とする。ただし事情によって、出版事業委員会が承認すれば原稿提出期限を3年以内とすることができる。

(進捗確認)

第7条 出版事業委員会は、半年に1回程度執筆の進捗を確認する。

2. 執筆に著しく遅れが認められる場合には、必用に応じて、出版事業委員会で対応を審議し出版事業委員会委員長名で注意・督促・中止提案を行うことができる。

(出版中止)

第8条 執筆者は出版事業委員会の中止提案を受け入れ出版中止とするか判断し、中止する場合は出版事業委員会に申し出る。

2. 出版事業委員会は、執筆者からの出版中止の申し出を審議し、中止を決定することができる。

3. 出版中止となった場合、企画者・執筆者は改めて企画書を提出することができる。

(閲 読)

第9条 提出された原稿は、出版事業委員会が指定した閲読者により、「編修・規程 2-0-4 教科書・専門書、技術啓発書、技術報告単行本の発行にかかわる閲読の申し合わせ」に従い閲読を行う。

2. 閲読期間は1ヵ月程度とする。ただし事情によって、出版事業委員会が承認すれば閲読期間を3ヵ月以内とすることができる。

3. 閲読料の支払いは「編修・規程 2-0-1 教科書等の著作・監修の印税および監修・閲読料等の支払に関する申し合わせ」に従う。

(閲読結果による原稿の修正)

第 10 条 執筆者は閲読結果に基づき、必要に応じ原稿の修正を行う。

2. 修正期間は3ヵ月程度とする。

(価格と発行部数)

第 11 条 出版事業委員会は、事務局が示す製作費等に基づき、価格と発行部数を審議決定する。

(印 税)

第 12 条 印税配分は「編修・規程 2-0-1 教科書等の著作・監修の印税および監修・閲読料等の支払に関する申し合わせ」に従う。

(改廃等)

1. 本申し合わせは、令和3年2月17日 出版事業委員会において承認制定。

電気学会出版企画提案書

提案日 年 月 日

提案者氏名			
勤務先			
住所	〒		
T E L		FAX	
e-mail			

出版企画案	
1. 企画図書名	
2. 執筆者名および 所属(執筆者全員) ※複数の執筆者が居 る場合は代表執筆者 (取り纏め担当)を立 てて下さい	
3. 執筆者の 著作歴	
4. 刊行の目的と趣旨 (類書がある場合は、それ らとの相違等についても 記述)	
5. 企画図書の 内容概要	
6. 目次案 (各章節の分量、執筆者が 決まっている場合には、 併記して下さい。)	

収支概算書

タイトル：	
刷り上がり予定ページ数 (A5判 / B5判 / 判として) ←いずれかに○：	
発行部数：	
定 価 (消費税含む)：	
本体価格 (消費税除く)：	
会員特価 (定価の 80%)：	
支 出 (円)	収 入 (円)
製 作 費：	定価販売： (部)
印 税：	会員特価販売： (部)
閲 読 料 他：	書店卸売： (部)
計	計
	差 引

※収支概算の算出が難しい場合は、提出前に編修出版課にご相談下さい。

※発行部数・本体価格等は必ずしも委員会の希望に沿えない場合があります。

※編修出版課にご相談いただく場合でも、下線部の記述は必須です。

付1. 審議・進行フローチャート

